

令和5年4月吉日

お客様各位

キャッシュカードによるATMでのお振込みの一部利用制限について
(振り込め詐欺からお客様のご預金をお守りするための対応)

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫ではお客さまからお預りしている大切なご預金をお守りするため、財務局・県警からの要請に基づき、この度ATMでのキャッシュカードによるお振込みを一部制限させていただきますことになりました。対象となるお客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

65歳以上のお客様で、当金庫のキャッシュカードによるATMでのお振込みを、過去2年以上ご利用のないお客さま。

2. 利用制限の内容

1日あたりのお振込み限度額を「10万円」までとします。

※キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来どおりご利用いただけます。

3. 利用制限の開始日

令和5年4月20日(木)

4. その他

対象となるお客さまが、ATMでキャッシュカードによる10万円を超える振込取引をご希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫窓口にご本人確認書類とお届け印をご持参のうえ、お申し出ください。

以上

【お問い合わせ先】

鹿児島相互信用金庫 本支店窓口にお申し出ください。